



 AIFUL CORPORATION

アイフル通信

2006.4.1 ▶ 2006.6.30

証券コード：8515

アイフル株式会社

September 2006 **Vol. 19**



法令遵守を徹底し、 早期の信頼回復に 全力を尽くします。

代表取締役社長

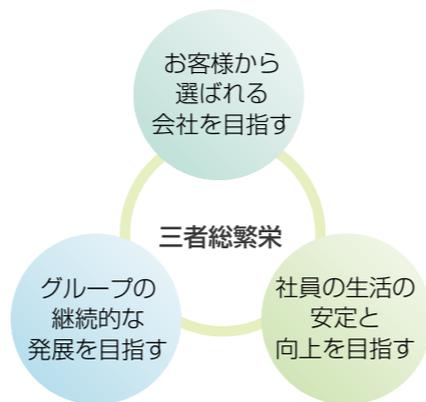
福田 直樹

株主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

信頼回復に向け尽力

今回の行政処分後、株主の皆様からお問合せの電話やメール、「株主通信」アンケートを通じて、当社のコンプライアンス態勢に関する貴重なご指摘、ご意見を頂きました。このような事態を引き起こしたことの重大性を認識し、企業風土改革の緊迫性を痛感しております。株主の皆様には多大なるご迷惑やご心配をお掛けする結果となりましたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。今後、「コンプライアンスの徹底」および「お客様第一主義」に全力を傾け、一日も早い信頼回復を目指し全力を尽くす所存であります。

ここに、当社が法令違反の再発防止・コンプライアンス態勢の強化に向け、如何なる考え・方向性を持っているのか、その取り組み事項について株主の皆様にご理解頂きたいとご報告させていただきます。

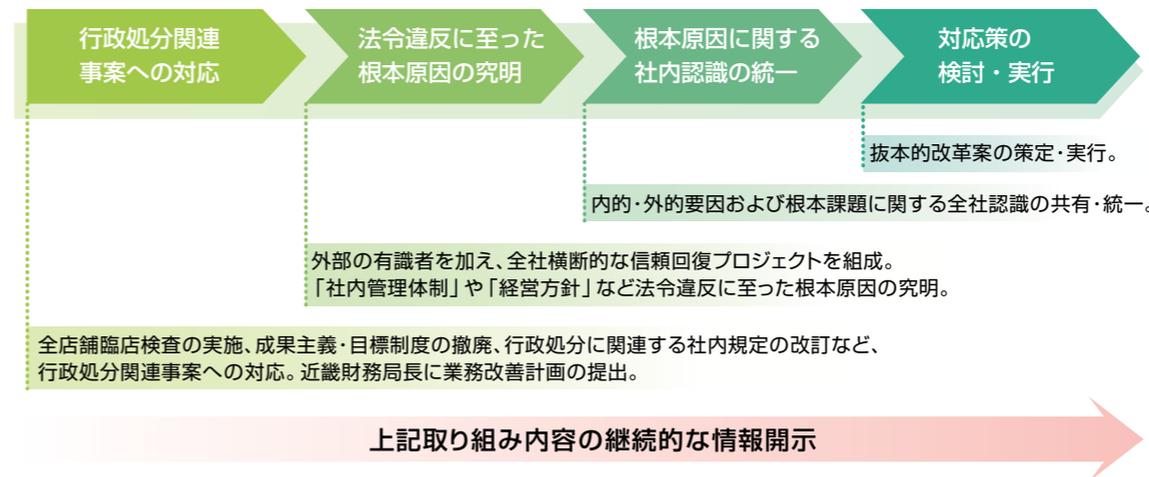


行政処分関連事案への対応

今回の処分を厳粛に受け止め、当社は2006年5月31日付で近畿財務局長に「業務改善計画書」を提出いたしました。法令違反に至った要因でもある成果主義・目標制度の撤廃とともに、行政処分に関連する業務や規定・ルールなどを整備し、同様事案の再発防止を徹底いたしました。

まず組織体制面においては、規定改訂への対応状況やコンプライアンス施策の浸透状況について、全社的な把握・管理を行うため、経営企画本部に「業務管理部」を新設いたしました。また、内部監査機能を担う検査部の人員を大幅増員し、全社のコンプライアンスチェック機能および検査機能を強化いたしました。つぎに社内規定に関しましては、より一層の与信の厳格化、各種トラブルの防止を図るため、貸付業務および債権の請求業務に関する規定・ルールの見直しを行っております。さらに社員教育面におきましては、全社員を対象に、行政処分5事案に関する勉強会や、貸金業規制法/コンプライアンスに関する勉強会を実施し、コンプライアンスに関する検定制度を新たに導入いたしました。

【行政処分に関する社内対応プロセスについて】



コンプライアンス態勢の確立・
早期の信頼回復の実現

「信頼回復プロジェクト」の発足

今回の行政処分を厳粛に受け止め、法令違反の再発防止と更なるコンプライアンス態勢強化のため、アイフルでは、2006年6月5日付を以って全社横断的な「信頼回復プロジェクト」を発足いたしました。

当プロジェクトは外部の有識者を加え、営業制度分科会・組織制度分科会・コミュニケーション分科会の3つのチーム、延べ200名のメンバーで構成されます。外部の視点から見た当社の課題を抽出し、法令違反の要因を徹底究明するうえ、抜本的な改革を全社挙げて推進いたします。また内部管理体制を再構築するとともに、新たな営業価値観の醸成・浸透を目指し、これから当社の「変革」を社会にご理解頂くため、積極的な情報発信を継続的に行ってまいります。

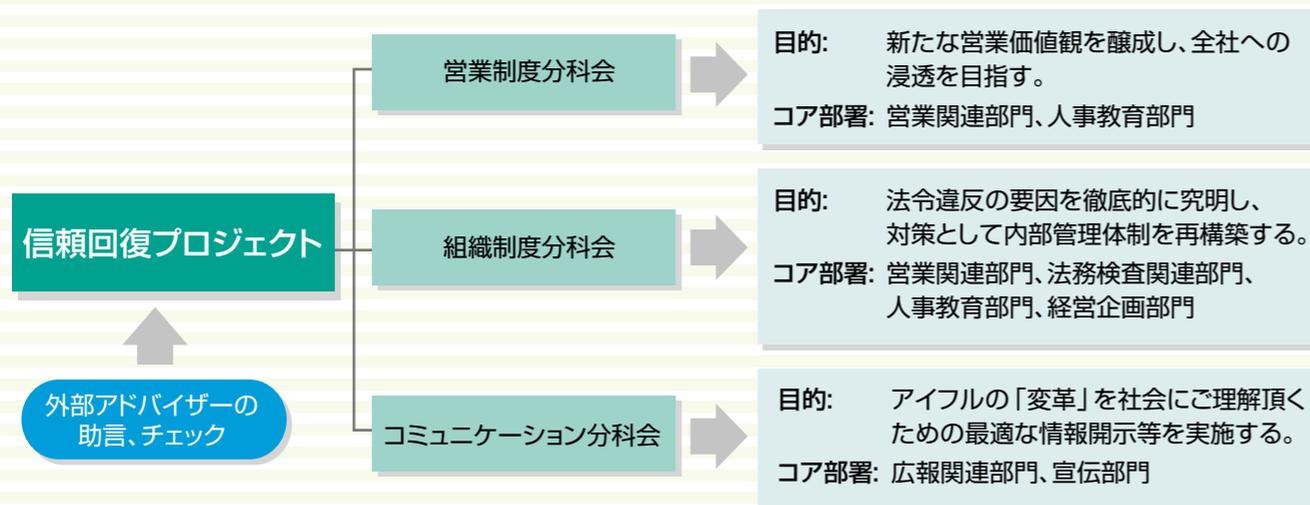
最後に

貸金業規制法および出資法の改正議論が進む中で、当社グループの事業環境につきましては予断を許さない状況であります。今回の行政処分を契機に、社内の問題点すべてを洗い出し、抜本的改革を遂げることによって、新たな経営環境の下での競合時代の幕開けに備えて対処してまいります。さらにはリテール分野における「総合金融化戦略」を引き続き推進し、企業価値向上への努力を弛むことなく続けていくことが、私たちアイフルグループ全従業員に課せられた使命でもあります。

アイフルグループの信用・信頼を取り戻すためには、私たちの努力によって、実績を積み上げていくことが、何よりも大切であると考えております。株主の皆様におかれましては、これからのアイフルグループの取り組みに、ご指導ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

「信頼回復プロジェクト」の発足

2006年6月5日付で、アイフルは外部の有識者を加え、全社横断的な「信頼回復プロジェクト」を組成いたしました。当プロジェクトは、三つの分科会および外部アドバイザーより構成され、法令違反に至った根本要因を徹底究明のうえ、内部管理体制を再構築するとともに、新たな営業価値観の醸成・浸透を目指します。また、これらの当社の「変革」を社会にご理解頂くための情報開示を継続的に行ってまいります。



外部視点を取り入れた課題究明・変革遂行

中島茂弁護士との法律コンサルティング契約の締結

社外の厳しい視点にて客観性を重視した改革を遂行するため、7月より来年3月末までの予定で、中島経営法律事務所(代表弁護士:中島茂)と法律コンサルティング契約を締結いたしました。中島弁護士はコンプライアンス・企業危機管理にて多くの実績を持つことから、当社における法令違反の再発防止とコンプライアンス態勢の強化に向けた助言・支援を行って頂く予定です。

外部アドバイザーとのコンサルティング契約の締結

「信頼回復プロジェクト」では、コンサルティング会社に外部アドバイザーとして参画頂いております。要因分析や対応策のみならず、当社のコンプライアンス面での姿勢やあり方なども含め、チェックや提言を頂き、第三者視点を最大限に反映させて頂いております。

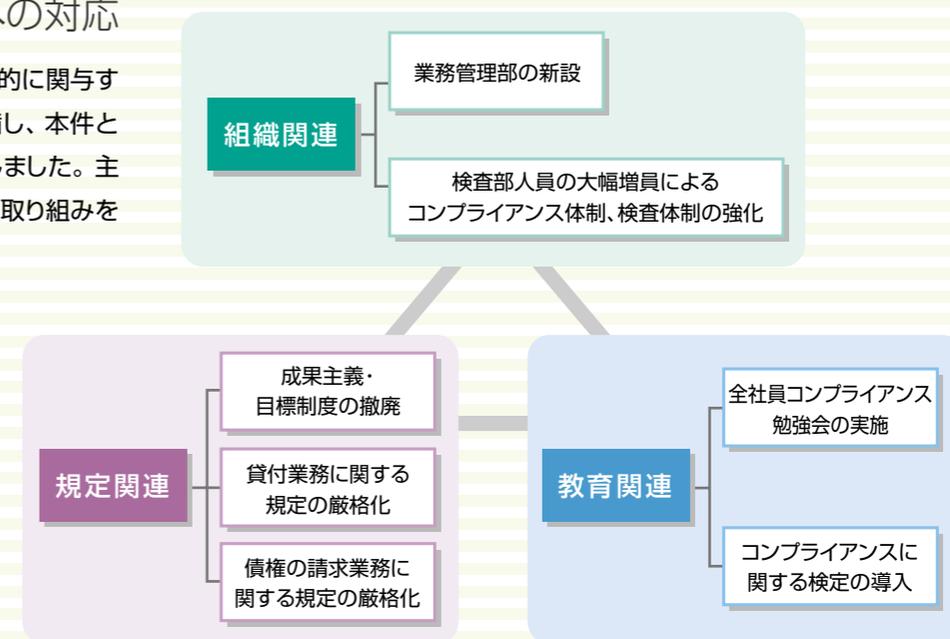
現在までの取り組み内容

社内アンケート調査の実施	全社員に対し、行政処分要因に関連したアンケート調査を実施し、行政処分に至った根本要因の初期仮説の構築をしております。
経営層を対象とした課題抽出	外部アドバイザー会社により、役員・部門長に対し当社の現状や課題についてヒアリングを実施し、当社現状の課題抽出を行っております。
取引先へのインタビュー実施	調達先金融機関など、当社取引先やメディアに対し、外部から見て問題と捉えている点についてヒアリングを行い、当社の課題抽出を行っております。
外部コンサルタントによる社内管理体制のチェック	外部コンサルタントの視点で、コンプライアンス上の課題を抽出し、当社の不足点のチェックを行っております。

今後は、社内カルチャー・各種制度・社内管理体制などを含む全社的対応策を信頼回復プロジェクトで検討し、外部の有識者の助言を取り入れたコンプライアンス強化・抜本的な改革を行ってまいります。

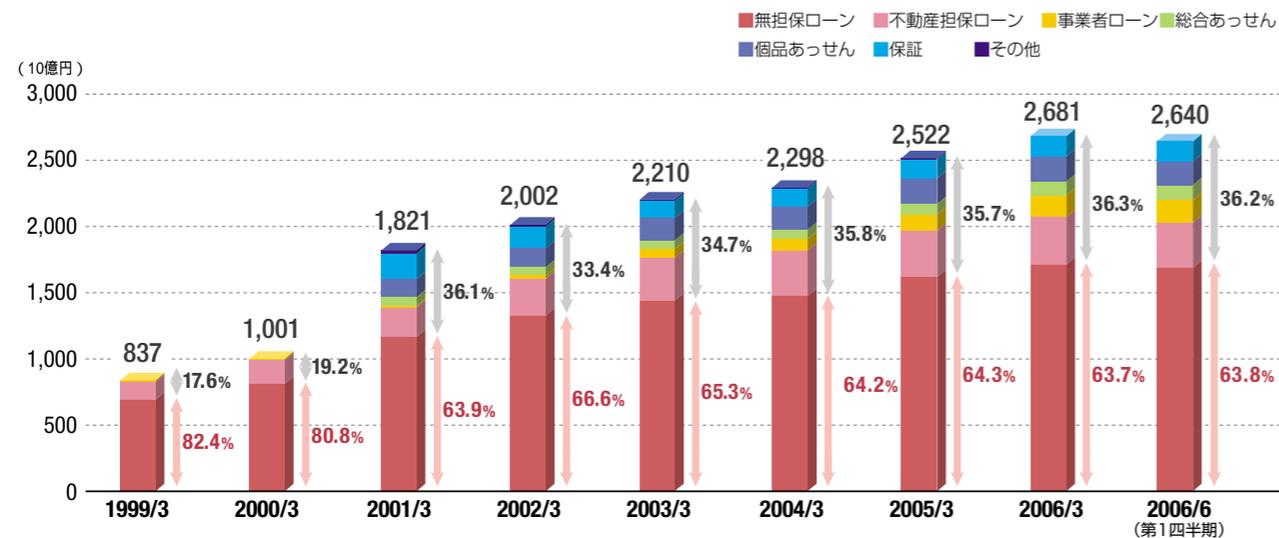
行政処分関連事案への対応

当社では、今回の行政処分に直接的に関与する業務や規定・ルールなどを整備し、本件と同様事案の再発防止を徹底いたしました。主として、全社にわたり右図のような取り組みを実施しております。



区分	アイフルグループ	アイフル単体 	ライフ 	その他 (百万円)
営業収益 (対前年増減率、%)	135,697 0.8	82,745 △3.5	33,435 3.2	19,516 17.9
営業利益 (対前年増減率、%)	25,687 △27.4	19,852 △27.3	4,534 △11.6	1,299 △55.9
経常利益 (対前年増減率、%)	25,938 △28.0	21,410 △26.7	4,544 △11.7	△16 -
四半期(当期)純利益 (対前年増減率、%)	14,612 △27.7	12,689 △26.0	2,627 △14.2	△703 -

営業債権ポートフォリオの多様化とリスク分散



アイフル

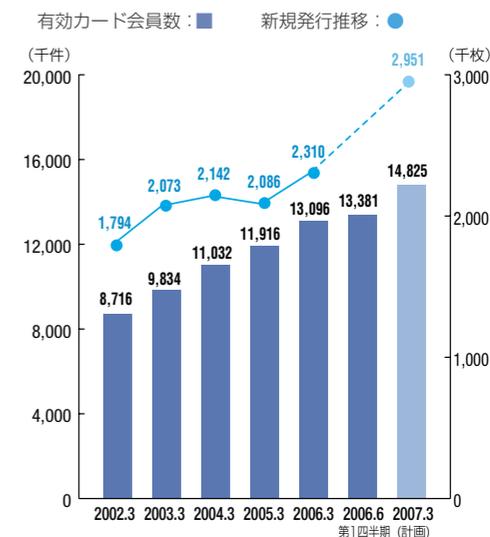
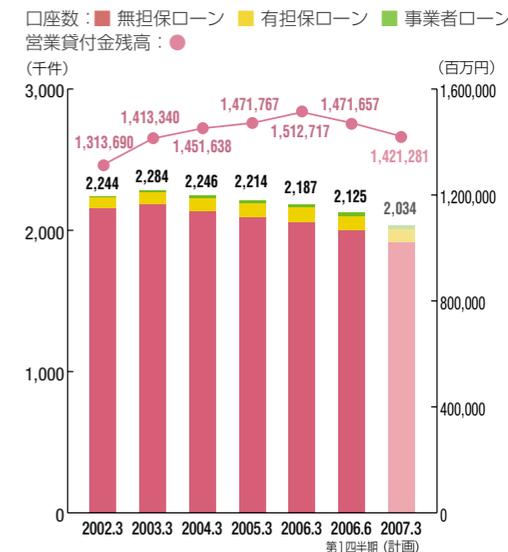
当四半期におきましては、法令違反の再発防止および信頼回復に向けた各種取り組みに、全社を挙げて注力してまいりました。

無担保ローン事業につきましては、行政処分を受け営業広告の全面自粛などの影響により、新規申込件数は6万9千件(前年同期比48.6%減)、獲得件数は4万3千件(前年同期比47.9%減)と大きく減少し、営業貸付金残高は1,110,299百万円(前年同期比0.8%増)となりました。不動産担保ローン事業および事業者ローン事業では、返済能力判定基準の厳格化による適正な与信の徹底を図りました。それによって、不動産担保ローン残高は前年同期比5.3%減少の324,647百万円、事業者ローン残高は前期末比7.8%増加の36,710百万円となりました。また、信用保証事業の支払承諾見返残高(提携金融機関などへの保証残高)は61,948百万円(前年同期比30.2%増)となりました。

ライフ

当四半期におきましては、コア事業と位置付けるクレジットカード事業を中心に、さらなる営業基盤の拡充に努めてまいりました。

クレジットカード事業では、ライフゴールドカードの募集開始をはじめ、新たなお客様の開拓を進め、カード会員数は28万人増加の1,338万人となりました。また、公共料金など月次決済の利用増加およびメインカード化の推進により、総合あっせんの取扱高は129,326百万円(前年同期比21.9%増)となりました。個品割賦事業では、加盟店審査基準の厳格化により、当四半期の取扱高は16,783百万円(前年同期比50.6%減)となりました。保証事業では、新型銀行保証商品の販売に注力し、当四半期末における新型銀行保証の残高は27,073百万円(前年同期比10.2%増)となりました。融資部門においては、従来の店舗営業に加え、WEB利用にも積極的に取り組み、当四半期の営業貸付金残高は396,472百万円(前年同期比5.9%増)となりました。



アイフルグループのホームページでは、会社情報、サービス内容、ニュースリリース、IR情報、採用情報など、最新の情報を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

皆さまからのご意見、ご感想もお待ちしております。

アイフルIRウェブサイト

<http://www.ir-aiful.com>



アイフル株式会社

<http://www.aiful.jp>



株式会社ライフ

<http://www.lifecard.co.jp>



With Heartful Communication

 **アイフル**

アイフル株式会社

本社 / 〒600-8420 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1 075-201-2000 (代)
東京支社 / 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目2番2号 東宝日比谷ビル(日比谷シャンテ) 03-4503-6100

この冊子に関する
お問い合わせ先

アイフル株式会社 IR室 東京都千代田区有楽町1丁目2番2号 東宝日比谷ビル(日比谷シャンテ) 03-4503-6100
IRウェブサイト <http://www.ir-aiful.com>

株主メモ

株主名簿管理人

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

●郵便物送付先

〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10
住友信託銀行株式会社 証券代行部

●電話照会先

(住所変更等用紙のご請求) 0120-175-417

(その他のご照会) 0120-176-417

●インターネットホームページURL

<http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/retail/service/daiko/index.html>

同取次所

住友信託銀行株式会社 全国各支店

公告の方法

当社のホームページに掲載する。

<http://www.ir-aiful.com/shareholder/shareholder03.cfm>

上場証券取引所

東京証券取引所市場第一部
大阪証券取引所市場第一部

届出諸事項の変更・買取請求についてのご案内

住所、届出印、法人株主の代表者、あるいはその役職名、氏名、商号、配当金の振込口座などのご変更は、住友信託銀行本支店でお手続きください。ただし、株式会社証券保管振替機構に株券を預託されている場合には、お取引の証券会社にお申し出ください。



ミックス品

FSC認証林及び管理された
森林からの製品グループです
www.fsc.org Cert no. SA-COC-1210
© 1996 Forest Stewardship Council